



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

規 則

- 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（ものづくり振興課） ..... 1

告 示

- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） ..... 1
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） ..... 2
- 歳入の徴収の事務の委託（港湾課） ..... 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） ..... 3
- 病院事業局事項
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定・2件（県立宮古病院） ..... 3
- 監査委員事項
- 定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表 ..... 3
- 選挙管理委員会事項
- 不在者投票を行うことができる施設の指定 ..... 18
- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 ..... 18
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し ..... 19

正 誤

- 平成25年 5 月 7 日付け公報定期第4147号中訂正 ..... 19

## 規 則

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成25年 6 月 4 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第69号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）の施行期日は、平成25年 7 月 1 日とする。

## 告 示

沖縄県告示第342号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成25年 6 月 4 日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜  
 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社  
 浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成25年7月12日から同年9月1日まで

4 観覧料の額

博物館特別展「海山川のおくりもの 目からウロコの生き物展—生物多様性ホットスポットJAPAN」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第343号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 石垣市、竹富町及び与那国町
- (2) 基本測量を実施する期間 平成25年6月17日から平成26年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 石垣市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成25年6月17日から平成26年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量）

沖縄県告示第344号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成25年6月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 委託した徴収事務 宜野湾港マリーナの使用料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 ヤンマー沖縄株式会社・アクト総合サービス株式会社共同企業体
  - (2) 所在地 宜野湾市大山七丁目11番12号
- 3 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年7月23日まで縦覧に供する。

平成25年6月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年5月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人総合スポーツ体力研究所
- 3 代表者の氏名 濱里郁子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県豊見城市字宜保118番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者、青少年、一般市民、アスリート等広く現代社会人に対して、その健康増進や体力の向上を図る事業を行い、また、現代社会における高齢化の進展や、生活習慣病の増加による医療費の増大、青少年の健全育成や体力の低下等の問題に対して、その改善を図るべく病院、学校と連携を図り調査・研究・指導を行い、人間にとって生涯生きていく上で不可欠な文化として、スポーツ振興に寄与し、全ての人に夢と感動を与える生涯スポーツ社会を実現することを目的とする。

## 病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年6月4日

沖縄県立宮古病院長 安谷屋正明

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 厨房設備 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根807番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成25年3月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社マルゼン 沖縄県宜野湾市真志喜三丁目17番4号
- 5 契約金額 69,888,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年6月4日

沖縄県立宮古病院長 安谷屋正明

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 構内電話交換機システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根807番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成25年3月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 光通信株式会社 沖縄県浦添市牧港五丁目4番10号
- 5 契約金額 27,825,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

## 監査委員事項

### 沖縄県監査委員公表第7号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から平成25年5月16日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年6月4日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	新	垣	哲	司
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

## 第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

(平成22年度監査結果報告分)

## 1 公有財産の有効活用に努力を要するもの

## (1) 指摘の内容

教育関係職員の研修を効率的に実施することなどを目的に設置された宿泊棟について、利用率（5.88%）が少なく、その利活用が図られていなかった。利活用を検討する必要がある。

(教育庁総合教育センター)

## (2) 講じた改善措置の内容

平成24年度は、1年及び半年の長期にわたる研修生の利用があったため、利用率は、11.37%まで改善した。また、総合教育センターホームページに「宿泊施設利用案内」を新設し、宿泊棟の周知を徹底し利用率の向上に努めている。

## 2 公用車両の利活用が図られていなかったもの

## (1) 指摘の内容

公用車両の年間稼働日数が少なく、利活用が図られていないものがあった。

(知事公室基地地対策課)

## (2) 講じた改善措置の内容

公用車両の有効な利活用を促めるよう職員への周知徹底を行った結果、平成24年度の年間稼働日数は、平成23年度の54日から99日となっている。

## 3 長期継続契約等で契約すべきもの

## (1) 指摘の内容

翌年度以降にわたり公用車両やパーソナルコンピュータ等の賃貸借を行う場合は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき長期継続契約として賃貸借契約を締結するか、債務負担行為により複数年の契約をする必要があるが、覚書等により長期にわたる賃貸借契約となっており、適切な事務処理となっていなかった。

今後は、翌年度以降にわたる契約を締結する場合において、条例に基づく長期継続契約の締結か、債務負担行為による複数年の契約を締結する必要がある。

なお、長期継続契約に当たっては、契約期間の総額で積算した予定価格により、財務規則に基づいた入札等の方法で、契約を締結する必要がある。

(福祉保健部北部福祉保健所)

(農林水産部八重山農林水産振興センター農業改良普及課、南部林業事務所)

## (2) 講じた改善措置の内容

現在は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例等に基づき長期継続契約を締結しており、適正な契約内容となっている。

(平成23年度監査結果報告分)

## 【各部局共通】

## 1 財務に関する事項

## [支 出]

## (1) 委託契約や消耗品等の購入に当たって検査体制が不適切であったもの

①契約額1件100万円以上、②委託契約のうち契約代金を定期的に支払う場合で1回当たりの支払金額が100万円以上、③消耗品、切手類の購入については代金が3万円以上の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならないが、検査調書が作成されていないものがあった。また、検査員が、検査日に休暇を取得していたものがあった。

検査調書が作成されていないもの

・福祉保健部（福祉・援護課）

- ・土木建築部（中部土木事務所）
  - ・病院事業局（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）
- 検査員が、検査日に休暇を取得していたもの
- ・総務部（職員厚生課）
  - ・福祉保健部（コザ児童相談所、中央児童相談所、北部福祉保健所）
  - ・農林水産部（南部農業改良普及センター）
  - ・文化観光スポーツ部（交流推進課）
  - ・出納事務局（会計課）
- 講じた改善措置の内容
- 指摘後は、委託契約や消耗品等の購入に関しては、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程に基づき検査調書を作成し、検査日の確認に留意して適切な事務処理に努めている。
- (2) 支払い遅延により不経済支出となっていたもの
- 支払手続、金融機関への払込みを失念したことや支払期限を誤ったことにより、支払い期限を過ぎて電気料金を支払ったため、次のとおり遅収加算額が不経済な支出となっていた。
- ・総務部（八重山事務所総務課）65,919円
  - ・農林水産部（水産海洋研究センター石垣支所）11,989円  
（栽培漁業センター）32,148円
  - ・教育庁（中部農林高等学校）45,837円
  - ・警察本部（豊見城警察署）17,907円
- 講じた改善措置の内容
- 指摘後は、複数の職員により支払期日の設定を確認する等留意し、適切な事務処理に努めている。
- (3) 支出負担行為が遅れていたもの
- 補助金については、交付決定をするときに、また、委託の執行に当たっては、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが3か月から10か月遅れていた。
- ・企画部（企画調整課）
  - ・環境生活部（平和・男女共同参画課、生活衛生課）
  - ・福祉保健部（福祉・援護課）
  - ・農林水産部（漁港漁場課、病害虫防除技術センター）
  - ・商工労働部（雇用政策課）
  - ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
  - ・土木建築部（建築指導課）
- 講じた改善措置の内容
- 指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、契約締結時速やかに支出負担行為の整理を行い、適正な事務処理に努めている。

**【知事公室】**

## 1 契約事務が適正でなかったもの

## (1) 指摘の内容

ア テレビ番組制作業務委託契約について、年度開始前にプロポーザル方式により業者を選定し、4月1日に契約を締結していたが、契約締結前から業務を行わせていた。

(知事公室広報課)

イ 情報収集等業務委託契約について、プロポーザル方式により業者を選定後に業務内容を見直し、当初見積額580万円から20万円増額して契約していたが、変更について適正な手続がなされていなかった。

(知事公室基地対策課)

## (2) 講じた改善措置の内容

ア 平成25年度の契約については、作業スケジュールの見直しを行い、契約締結前の業務が生じない内容としている。

イ 再発防止のため、所属全体で今回の指摘内容について情報を共有し、適切な事務処理を行うよう周知した。

【総務部】

1 切手等が必要以上に購入されていたもの

(1) 指摘の内容

郵便切手の購入について、前年度から1,479,824円相当額が繰り越され、当年度の払出高は647,180円であるにもかかわらず、年度末に1,234,000円分を購入したため、不経済な支出となっていた。

(総務部八重山事務所県税課)

(2) 講じた改善措置の内容

郵便切手の過剰在庫を抱えないようにするため、適切な管理に努めており、また、郵便料金の支払いに郵便切手を使用した結果、平成25年3月31日時点の郵便切手の保有額は1,160,000円まで削減した。

2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ386,340,908円減少している。しかし、依然として多額であるため、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成23年度	94,226,704,376	90,672,307,089	316,166,013	3,425,749,165	96.2
平成22年度	96,604,685,100	92,435,661,382	458,958,472	3,812,090,073	95.7
対前年度比	97.5	98.1	68.9	89.9	—

(総務部税務課、各県税事務所、宮古、八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料の収入未済額は、前年度に比べ2.8%増加しており、県有地貸付料滞納整理事務処理要綱に基づき、引き続き徴収に努力する必要がある。

また、建物貸付料及び所有者不明地管理特別会計の土地貸付料の未収金については、財務規則で定められた滞納整理票を作成し、債権管理マニュアルを策定する等徴収対策を強化する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
土地貸付料	73,880,907円	9.6%	2.8%

(総務部管財課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 収入未済の約7割を占める個人県民税については、市町村との連携・協調の下、集中的に個人県民税の徴収対策を実施するために編成した個人県民税徴収対策チーム員について市町村への併任派遣を行い、県税・市町村税徴収強化月間における集中的な徴収取組を実施した。

収入未済の約1割を占める自動車税については、納期内納付を促進するための広報活動や納税環境の整備に取り組むとともに、個人県民税及び自動車税を含む全税目で債権差押・タイヤロック等による滞納処分の強化、インターネット公売の実施等、収入未済を縮減するための各種の取組みを8～10月までの滞納整理強化月間、1～3月の滞納処分強化月間等において重点的に実施した。

イ 土地貸付料については、引き続き債権管理回収業者へ委託し、徴収の強化を図るとともに、随時、電話督促及び納入指導を行った。徴収困難な事案については、滞納督促集中期間を設定し、夜間の電話による督促及び納入指導を行った。長期高額滞納者については、呼び出しによる個別面談や家庭訪問を行い、督促納入指導を行った。無資力等で納付困難な事案については、計画的な支払いができるように履行延期の手続を行った。

また、長期高額の滞納で納入の意思が示されない事案に対しては、訴えを提起するため議会へ提案した(平成25年3月29日、議会議決)結果、平成25年3月31日時点で13,354,584円を収納し、履行延期による調定減1,258,542円と併せて、14,613,126円の滞納額を解消した。

建物貸付料については、滞納整理票の作成、呼び出しによる督促納入指導を行った。

所有者不明土地管理特別会計の土地貸付料については、滞納整理票及び債権管理マニュアルを策定し、徴収対策を強化した。

【環境生活部】

1 現金の取扱いが適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

東日本大震災に係る義援金は、被災県へ適正に支払われていたが、現金の取扱いについては、歳入歳出外現金として会計管理者が保管しなければならないところ、環境生活部長名義の口座で管理していた。

(環境生活部県民生活課)

(2) 講じた改善措置の内容

今後災害等で義援金を募集する際には、歳入歳出外現金として、適切に事務処理を行うこととする。

2 一括契約によるべきもの

(1) 指摘の内容

登り旗(78,750円)及びポールスタンド(47,250円)の購入に当たり、分割する合理的な理由がないにもかかわらず、分割して一者見積により発注していた。

(環境生活部生活衛生課)

(2) 講じた改善措置の内容

一括契約が可能なものについては経済的な執行となるよう各職員に周知した。

【福祉保健部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。滞納整理票により滞納者の状況を把握し、督促状の発出や文書等による催告を行い、適切な債権管理に努めるとともに、債権管理マニュアルに基づき徴収に努力する必要がある。

また、児童扶養手当返還金の未収金については、財務規則で定められた滞納整理票を作成し、児童福祉施設負担金(助産)、児童扶養手当返還金及び心身障害者扶養共済事業費負担金の未収金については、債権管理マニュアルを策定する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 母子寡婦福祉資金			
貸付金元利収入	291,992,544円	62.8%	△2.7%
違約金及び延納利息	3,966,493円	75.5%	△20.0%
		(福祉保健部青少年・児童家庭課、各福祉保健所)	
イ 児童福祉施設負担金	51,334,010円	33.3%	△63.2%
		(福祉保健部青少年・児童家庭課、障害保健福祉課、各児童相談所、各福祉保健所)	
ウ 生活保護費返還金	122,982,108円	69.5%	△11.9%
		(福祉保健部福祉・援護課、各福祉保健所)	
エ 児童扶養手当返還金	112,353,828円	96.2%	2.4%
		(福祉保健部青少年・児童家庭課)	
オ 心身障害者扶養 共済事業費負担金	18,439,580円	69.3%	2.9%
		(福祉保健部障害保健福祉課)	

(2) 講じた改善措置の内容

ア 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアルに基づく取組みや、償還督促月間における集中的な催告の実施、貸付時の面談等による意識の向上、償還促進対策会議による情報の共有等により、滞納長期化の防止及び未収金の解消に努めている。

イ 児童福祉施設負担金については、児童福祉施設負担金未収金対策マニュアルに基づき、納入義務の周知徹底、滞納者への早い段階での接触による納付意識の向上を図り、徴収対策に努めるとともに、滞納整理強化月間における集中的な催告を実施するなど、収入未済額の解消に努めている。

児童福祉施設負担金(助産)については、平成24年11月に未収金対策マニュアルを策定した。

ウ 生活保護返還金については、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づき徴収に努め、督促状の発出や電話、訪問による催告を行い、一括返還が困難な債務者に対しては分割納付での対応を行っている。また、被保護者で分割納付が滞っている債務者については、保護費の事務所払いを行

うことにより納入指導を行っている。

エ 児童扶養手当返還金については、「児童扶養手当返還金債権の未然防止について（マニュアル）」に基づき、市町村等関係機関との連携を強化し、新たな返還金の発生防止に努めている。

また、滞納者に対しては、督促状の発出を行い、一括返済が困難な世帯については、分割納付を促している。

平成24年度は、滞納整理票を整理するとともに、債権管理マニュアルを策定した。

オ 心身障害者扶養共済事業費負担金については、平成24年度に沖縄県心身障害者扶養共済債権管理マニュアルを策定した。

## 2 現金の取扱いが適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

一時保護を加えた児童の所持金については、児童福祉法第33条の2の2第1項の規定に基づき所長が保管することができることされており、保管の手続については、福祉保健部策定の「児童相談業務の手引き」により、所長の決裁を受けた上で保管しなければならないが、その手続がなされていなかった。

また、保管している現金の総額が把握されていなかった。

(福祉保健部中央児童相談所)

### (2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、様式を改正し、児童の所持金を保管する際、所長の決裁を受けるとともに、所持金台帳を作成し、保管している現金の総額を把握している。

## 3 給与が過不足払いとなっていたもの

### (1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりであった。

扶養手当の支給に当たって、扶養親族の収入が130万円以上となり支給要件を欠いたにもかかわらず、届出がなかったため、扶養手当と期末手当が合計で、職員Aについて121,875円、職員Bについて202,124円、職員Cについて56,875円の過払いとなっていた。

なお、職員A及びCについては、指摘後は正されており、職員Bについては、指摘後分割払いにより、一部返納されている。

### (2) 講じた改善措置の内容

過払いとなっていた手当は、分割払いにより平成25年3月までに全額返納された。

(福祉保健部中央児童相談所)

## 4 契約事務が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

警備委託契約について、最低賃金が遵守されているか等を確認する必要があるため予算執行に当たって、積算内訳を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(福祉保健部若夏学院)

### (2) 講じた改善措置の内容

平成24年度の警備委託契約については、積算内訳書を作成している。

## 5 指定管理者制度の運用について改善を要するもの

### (1) 指摘の内容

平成22年5月に制定された「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」では、モニタリングの実施結果をもとに、モニタリングシートを作成し、指定管理者制度運用委員会における検証結果を添えて、翌年度の5月末までに総務部行政改革推進課に提出し、県のホームページで公表することになっている。しかし、沖縄県総合福祉センターの指定管理運用委員会におけるモニタリングの検証及びホームページへの結果の公表が、一度も行われていなかった。

(福祉保健部福祉・援護課)

### (2) 講じた改善措置の内容

平成24年9月に沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会を開催し、モニタリングの検証を実施した。その後、結果について報告を行い、ホームページへ公表した。

## 6 賃金職員の勤務時間が適正でなかったもの



## (1) 指摘の内容

勤務時間を誤認し、賃金職員に、任用通知書の勤務時間を超過して勤務させていた。

(福祉保健部若夏学院)

## (2) 講じた改善措置の内容

平成24年度は、任用通知書に基づき適正な勤務となっている。

## 【農林水産部】

## 1 徴収に努力を要するもの

## (1) 指摘の内容

収入未済額が多額のものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。滞納者に対する訪問指導を強化し、実態把握に努めるなど債権管理マニュアルに基づき、徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	505,017,979円	92.4%	△3.5%
違約金及び延納利息	83,239,725円	98.9%	0%
			(農林水産部農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	66,387,269円	66.6%	△11.0%
違約金及び延納利息	2,080,902円	46.0%	△10.5%
			(農林水産部水産課)
ウ 林業改善資金			
貸付金元利収入	48,295,000円	83.0%	△0.4%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0%
			(農林水産部森林緑地課)
エ 中央卸売市場事業			
施設使用料	6,296,160円	5.3%	3.0%
実費徴収金	6,087,508円	11.1%	△41.1%
			(農林水産部中央卸売市場)

## (2) 講じた改善措置の内容

ア 農業改良資金元利収入等については、延滞者に対して面接を行い、分割返済を促すとともに、民間債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成25年3月31日時点で、貸付金元利収入29,111,707円を回収した。

イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入等については、延滞者に対して分割償還等の指導や督促を行うとともに、民間の債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成25年3月31日時点で、貸付金元利収入7,740,000円を回収した。

ウ 林業改善資金貸付金元利収入等については、延滞者に対して分割償還等を促すとともに、民間の債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成25年3月31日時点で貸付金元利収入1,209,000円を回収した。

エ 中央卸売市場事業施設使用料等については、納付が遅れている業者に対しては電話催告、面談、訪問催告等を行い未収金の発生防止及び回収に努めている。また、場内で営業中の高額滞納者2業者に対して定期的に個人面談及び催告等を行い未収金回収に努めた結果、平成25年3月31日時点で、施設使用料53,550円、実費徴収金186,400円を回収した。

## 2 支出事務が適正でなかったもの

## (1) 指摘の内容

ア 東京都の業者からの書籍購入(129,465円)について、予算執行伺いの後に発注しなければならないが、納品後に予算執行伺いの手続をしていた。

(農林水産部森林緑地課)

イ 教材用繁殖牛の購入に当たって、予算執行予定額169,021円を超えた金額220,584円で購入していた。

(農林水産部農業大学校)

(2) 講じた改善措置の内容

- ア 指摘後は、消耗品購入に関して複数体制によるチェックを徹底し、再発防止に努めている。
- イ 教材用繁殖牛の購入については、購入予定額の算出方法の見直しを行い、複数体制によるチェックを徹底し、再発防止に努めている。

3 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

- ア 大型トラクターやロールカッターの備品購入の入札において、委任された者の記名押印がない入札書があった。

(農林水産部農業研究センター石垣支所、家畜改良センター)

- イ 被服等を貸与するに当たっては、「沖縄県職員の被服等貸与規程の運用状況と是正すべき事項について」(人事課長通知)により、現物を貸与すべきであるにもかかわらず、定額を負担し、職員に購入させるなど不適切な処理をしていた。

(農林水産部南部農業改良普及センター)

(2) 講じた改善措置の内容

- ア 指摘後は、入札書のチェックを徹底するよう職員に対し周知を図った。
- イ 平成24年度は、被服貸与規程に基づき適正に職員に貸与をした。

4 公用車両の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容

- 公用車両の年間稼働日数(25日)が少なく、その利活用が図られていないものが1台あった。

(農林水産部営農支援課)

(2) 講じた改善措置の内容

- 公用車両の有効活用について職員への周知を行った結果、平成24年度の稼働日数は106日となっている。

5 防火管理者の届出等がなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

- 委託業者等含め常時50人以上いるため、防火管理者の配置、消防計画の策定、消防訓練の実施が必要であるが、職員数が50人未満であることから防火管理者は必要ないと誤解し、配置されていなかった。

(農林水産部病害虫防除技術センター)

(2) 講じた改善措置の内容

- 消防法に基づき、平成24年度は防火管理者を配置し、消防計画の変更の届出を行った。

6 消防訓練が実施されていなかったもの

(1) 指摘の内容

- 消防計画によると、消防訓練(総合訓練、部分訓練、基礎訓練)を実施することになっているが、実施されていなかった。

(農林水産部中央卸売市場)

(2) 講じた改善措置の内容

- 消防計画で定められた総合・基礎訓練を平成24年11月に、部分訓練を平成25年3月に実施し、消防法で定められた訓練は全て完了した。

【商工労働部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

- 収入未済額が多額のもの及び前年度より増加しているものが次のとおりあった。滞納者の経営指導の強化を通し、償還促進を進めるほか、法的措置を含め、より一層徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金 貸付金元利収入	7,505,835,629円	95.0%	2.4%

違約金及び延納利息	58,787,644円	98.9%	0%	(商工労働部経営金融課)
イ 賃貸工場施設使用料	39,420,000円	19.0%	6.5%	(商工労働部企業立地推進課)
ウ 自由貿易地域 実費徴収費	13,001,585円	16.3%	16.1%	
雑入	37,771,636円	100.0%	0%	
違約金及び延納利息	181,673円	100.0%	0%	(商工労働部企業立地推進課)

## (2) 講じた改善措置の内容

ア 小規模企業者等設備導入資金に係る収入未済については、沖縄県高度化資金債権管理マニュアルに基づき、貸付先の実態に対応した債権管理を行い、引き続き未収金の回収に努めている。

また、小規模企業者等設備導入資金のうち設備近代化資金の一部債権に加え、平成24年度から高度化資金の一部についても民間債権回収会社へ委託し、回収の強化を図った結果、平成25年3月31日時点で、422,428,700円を回収した。違約金及び延納利息については同時点で886,547円回収した。

イ 賃貸工場施設使用料に係る収入未済については、滞納整理事務処理要領に基づき、滞納者に対しては、文書催告・電話や訪問等により繰り返し督促を行うとともに、債務確認及び納付誓約書を提出させた。

また、入居中の滞納企業については、業務内容の確認、支払計画書を提出させる等により改善を図った。

ウ 自由貿易地域に係る収入未済については、未収金発生から10年以上経過している滞納者に対しては、滞納整理事務処理要領に基づき、督促を行っているところである。その解消に取り組むとともに、現入居企業の未払いはないことから、引き続き収入未済が生じないように取り組む。各入居企業の収納状況を随時確認するとともに、納付が遅れている企業については、電話等で状況の確認を行っている。

## 2 給与が過払いとなっていたもの

## (1) 指摘の内容

扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入（実母の収入と職員の送金額の合計）の3分の1以上の額でなければならないが、母親の収入のみで判断したため、扶養手当と期末手当が合計219,153円の過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後分割払いにより、一部返納されている。

(商工労働部具志川職業能力開発校)

## (2) 講じた改善措置の内容

過払いとなった手当については、分割により全額返納された。このような事態が生じないように正副担当者の複数で金額、根拠等を確認するとともに、定期的に事後点検を実施し再確認するなど内部の確認点検作業の強化に取り組んでいる。

## 3 契約事務が適正でなかったもの

## (1) 指摘の内容

1件の契約金額が20万円以上の契約をするときは、請書を提出させなければならないが、ホットツク傘型他（373,800円）の購入において、請書を提出させていなかった。

(商工労働部商工振興課)

## (2) 講じた改善措置の内容

消耗品購入に関しては、複数体制によるチェック体制を強化し、再発防止に努めている。

## 【文化観光スポーツ部】

## 1 一括契約によるべきもの

## (1) 指摘の内容

分割する合理的な理由がないにもかかわらず、美術工芸学部新規ネットワーク機器配線工事をその1（2,499,000円）とその2（2,286,900円）に分割し、随意契約により同一業者と契約を締結してい

た。

(文化観光スポーツ部芸術大学)

(2) 講じた改善措置の内容

一括契約が可能なものについては経済的な執行となるよう各職員に周知した。

【土木建築部】

1 切手等が必要以上に購入されていたもの

(1) 指摘の内容

収入印紙の購入について、前年度から1,214,200円相当額が繰り越され、当年度の払出高は680,600円であるにもかかわらず、411,800円分を購入したため、不経済な支出となっていた。

(土木建築部南部土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

収入印紙の過剰な在庫を抱えないようにするため、年度内における払い出し予定を事前に把握し、適切な在庫管理を図っており、平成25年3月31日時点の収入印紙の保有額は、619,800円まで削減した。

2 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

県営住宅使用料の収入未済額は、前年度より1.9%減少している。しかし、依然として収入未済額が多額であることから、引き続き、徴収率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努めるとともに、法的措置を含め徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
県営住宅使用料	711,625,882円	12.9%	△1.9%

(土木建築部住宅課)

(2) 講じた改善措置の内容

指定管理者においては、滞納1か月から訪問・電話・文書による督促を開始するなど、滞納額が少額のうちに対策を講じている。

また、県においては、回収困難な債権については、民間債権回収会社に徴収を委託しており、平成24年度から対象を退去後1年以上経過債権へ拡大させている。さらに長期滞納者に対する法的措置(明渡し請求の提起 平成24年度25件)を行い収納率の向上に努めた。

3 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

中城湾港施設使用料の収入未済額は、前年度に比べ47.8%増加している。滞納者の経営状況など実態を把握し、徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
中城湾港施設使用料	23,767,170円	23.9%	47.8%

(土木建築部中部土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

中城湾港施設使用料について、平成24年度は面談や文書等による督促を行うとともに、分割納付を実施した結果、大口滞納1社から4,203,150円の納付があった。

【病院事業局】

1 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成23年度末における医業未収金(個人負担分)は1,947,774,044円となっており、前年度末より77,385,510円(4.1%)増加している。未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、福祉部門との連携強化や債務者の実態に応じた適切な債権管理を行うなど、未収金解消に向けた組織的な取組みを強化する必要がある。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

(2) 講じた改善措置の内容

各病院において債務者毎の未収情報の共有、事前の支払相談、福祉部門との連携による各種制度の活用等による未収金発生防止の強化を図るとともに、郵便、電話、臨戸訪問、民間債権回収会社との連携等による回収の強化に努めている。

また、病院事業局全体での未収金回収強化月間における集中的な徴収対策を行っている。

## 2 附属診療所の医業未収金等の取扱いに改善を要するもの

### (1) 指摘の内容

16診療所のうち13診療所の医業未収金(個人負担分)が、各病院で適切に把握されておらず、決算にも反映されていなかった。また、診療所の医業未収金の中には、未収金管理が適切になされていなかったり、長期・固定化している債権もあった。更に、一部の診療所では、診療費をつり銭に充てるなど、不適正な処理もみられた。各病院においては、診療所との連携を強化し、対策を講ずる必要がある。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

### (2) 講じた改善措置の内容

医業未収金の適切な管理を図るため、各診療所から各病院へ提出される「診療所収益明細書」について、平成24年8月分から様式を改めるとともに、診療所事務職員に対して研修を実施した。

長期、固定化している未収金については、個人別未収金管理簿を作成し、各病院と診療所において情報共有を図り、定期的に訪問督促を行い回収に努めた。

## 3 給与が過不足払いとなっていたもの

### (1) 指摘の内容

職員手当等について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

扶養手当の支給に当たって、配偶者が育児休業から復職した際、職員からの届出がなかったため、扶養手当や期末手当等、合計749,399円の過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後分割払いにより、一部返納されている。

(病院事業局宮古病院)

### (2) 講じた改善措置の内容

過払いとなっていた手当は、分割払いにより平成25年3月までに全額返納された。

## 4 委託契約において検査体制が不適切であったもの

### (1) 指摘の内容

看護クラーク業務請負仕様書では、各診療科へ配置する職員は9人となっているが、業務月報報告書では9人に満たない日があり、履行確認が適正になされていなかった。

(病院事業局中部病院)

### (2) 講じた改善措置の内容

委託業者に対し、契約内容に則り平成24年度から業務専属の代替要員の適切な配置及び実績報告書への適正な記載を指導した。

また、実績報告についても仕様書に基づき適正に履行しているか確認を行った。

## 5 会計処理が不適切となっていたもの

### (1) 指摘の内容

薬品のたな卸において、薬品管理システムの残高と在庫数との間に誤差が生じた場合、その原因が特定できなければ、「資産減耗費」として仕分けすべきところ、「薬品費」として会計処理が行われていた。

(病院事業局精和病院)

### (2) 講じた改善措置の内容

原因が特定できたものは薬品費、原因が特定できないものについては、資産減耗費として処理した。

## 6 契約事務が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

ア 診療材料の購入に当たって、予算執行伺い、支出負担行為等の手続を行わずに、発注、支払いがなされていた。

(病院事業局中部病院)

イ 白衣等及び寝具類業務委託において、予算執行伺いの執行予定額(6,267,671円)の範囲内で予

定価格を設定すべきところ、それを上回る金額（6,916,896円）で設定していた。

（病院事業局精和病院）

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後は、病院事業財務規程に基づき、予算執行伺い、支出負担行為等適正な手続きに努めている。

イ 平成24年度業務委託分においては、適正に予定価格を設定し契約の締結を行った。

7 薬品等の管理が不適切となっていたもの

(1) 指摘の内容

在庫管理システムの残高と在庫数との間に約1億9,253万円の誤差が生じており、その中には、平成12年度に計上すべき処理も含まれていたことから、長期にわたり適切な在庫管理が行われていなかった。

また、今回の会計処理は、過年度の未処理や入力ミス等が原因であるため過年度損益修正損として処理すべきところ、現年度の薬品費等として費用化しており、誤った会計処理となっていた。

（病院事業局中部病院）

(2) 講じた改善措置の内容

薬品については、平成24年4月より新たな在庫管理システムを導入し、データの適正管理を図っている。また、複数職員による払出処理及び会計処理のダブルチェックを行うとともに、薬品在庫管理システムと帳簿上の在庫残高に差が出ないように確認を徹底し、適正な在庫管理に努めている。

診療材料については、毎月倉庫のたな卸を行い、診療材料管理システムと帳簿上の在庫残高を確認しながら、適正な在庫管理に努めている。

8 有形固定資産の処分手続が不適切となっていたもの

(1) 指摘の内容

有形固定資産の処分に当たっては、沖縄県病院事業局財務規程第108条の規定により、処分理由等を記載した文書により病院事業局長の承認を受けなければならないが、一部の備品で事務手続がなされていないものがあつた。

（病院事業局中部病院）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県病院事業局財務規程に基づき病院事業局長の承認を受け、適切な処分手続きに努めている。

【教育庁】

1 切手等が必要以上に購入されていたもの

(1) 指摘の内容

郵便切手について、前年度から820,844円相当額が繰り越され、当年度の払出高は111,090円であつた。平成24年3月31日時点で759,754円相当額を保有しており、翌年度へ持ち越されていた。

（教育庁総務課）

(2) 講じた改善措置の内容

利用頻度の低い高額切手の保有が多かったため、県立図書館と、利用頻度の高い少額切手への両替を行った。適切な数量の保有に努めた結果、平成25年3月31日時点の保有額は659,314円まで削減した。

2 修繕料において検査体制が不適切であつたもの

(1) 指摘の内容

名護青少年の家高圧引込開閉器取替（修繕料）（512,400円）、石川青少年の家火災通報装置取換（264,000円）において、履行確認は県の職員が行わなければならないが、指定管理者の職員の履行確認に基づき検査調書を作成していた。

（教育庁生涯学習振興課）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき県の職員が履行確認を行っている。

【警察本部】

1 徴収に努力を要するもの

## (1) 指摘の内容

放置駐車車両違反金の収入未済額は、前年度より13.7%減少している。

しかし、依然として収入未済額が多額であることから、引き続き、徴収率の向上が図れるよう対策を強化し、徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
放置駐車車両違反金	65,075,000円	27.6%	△13.7%

(警察本部交通指導課)

## (2) 講じた改善措置の内容

放置駐車違反金の未収金回収対策については、平成24年度から「放置違反金徴収嘱託員」2名を専従で配置して、未収金の回収対策に取り組んだ結果、平成25年3月31日時点で25,454,000円を回収した。

また、平成25年3月に改定した「沖縄県警察本部放置違反金債権管理マニュアル」により、「放置違反金債権に係る債権管理等年間スケジュール」を作成して徴収への取組みを強化し、死亡、無資力等で収納不能となった債権で時効が完成したものについては、不納欠損処理手続をして債権の適正な管理に努めている。

## 2 契約事務が適正でなかったもの

## (1) 指摘の内容

車両燃料及び船舶燃料の単価契約の入札において、委任された者の記名押印がない入札書があった。

(警察本部与那原警察署)

## (2) 講じた改善措置の内容

入札にあたっては、複数体制によるチェックを徹底し、再発防止に努めている。

## 第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成22年度監査結果報告分)

## 1 会計事務等に改善を要するもの

## (1) 指摘の内容

沖縄県土地改良事業団体連合会では、契約に関する通則や競争契約、随意契約など、契約事務の根拠となる規定を定めないまま、事務手続きを行っていた。

(農林水産部村づくり計画課所管)

## (2) 講じた改善措置の内容

沖縄県土地改良事業団体連合会では、平成24年7月の理事会において、契約の方法等を定めた「沖縄県土地改良事業団体連合会測量及び設計等委託業務契約規程」を制定し、当該規程に則り、事務手続きを行っている。

(平成23年度監査結果報告分)

## 1 徴収に努力を要するもの

## (1) 指摘の内容

久米島空港ターミナルビル株式会社では、平成23年度末における未収金が、前年度に比べ980,026円増加し5,147,205円となっている。

監査時点では改善されているが、依然として多額である。引き続き徴収に努力する必要がある。

(土木建築部所管)

## (2) 講じた改善措置の内容

久米島空港ターミナルビル株式会社と未納業者が協議し、未収金の分割払に合意し定期的に回収を行った。その結果、平成25年3月31日時点で受取家賃等合計2,438,636円を回収し、未収金残高は2,708,569円となっている。

## 2 会計事務等に改善を要するもの

## (1) 指摘の内容

沖縄都市モノレール株式会社では、沖縄都市モノレール事業補助金の対象工事に係る検査において、同社の契約事務規程第42条の規定に基づく検査調書が未作成であった。

今後は契約事務規程に基づき、適正に処理する必要がある。

(土木建築部所管)

(2) 講じた改善措置の内容

沖縄都市モノレール株式会社に対し、契約事務規程に基づき検査員は検査調書を作成し、結果を契約担当者に報告するよう指導した。その結果、監査後は規程に基づく検査調書を作成し、契約担当者に報告している。

3 契約事務に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

株式会社トロピカルテクノセンターでは、空調設備保守点検業務委託について、同社の財務規程第30条に基づく随意契約としているが、随意契約を行う理由に乏しいため、今後は財務規程に基づき競争入札を検討する必要がある。

(商工労働部所管)

(2) 講じた改善措置の内容

株式会社トロピカルテクノセンターに対し、財務規程に基づき競争入札に付した上で適正に執行するよう指導した。平成25年度の空調設備保守点検業務委託は競争入札により執行している。

4 指定管理運営に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

学校法人KBC学園では、糸満青少年の家の指定管理運営において、基本協定書第20条に基づく緊急事態を想定した消防訓練を実施していなかった。

今後は基本協定書に基づき、適切に対応する必要がある。

(教育委員会所管)

(2) 講じた改善措置の内容

学校法人KBC学園に対し、消防訓練について指導した結果、平成24年11月13日に消防訓練を実施している。

5 資産の有効活用に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、人材育成推進事業で補助を受け、事務所（3階建、約980平方メートル）を賃借している。しかし、平成22年度から3階部分（約400平方メートル）が遊休化した状態となっている。

資産の有効活用に努める必要がある。

(教育委員会所管)

(2) 講じた改善措置の内容

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団へは、施設の有効活用及び効率的な経営を行うよう指導している。

財団では資産の活用のため、これまで外部施設で行っていた「医療通訳ボランティアステップ・アップ講座」を平成25年1月から事務所3階で開催している。

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成22年度監査結果報告分)

1 滞納整理票の未作成について

(1) 指摘の内容

沖縄県財務規則第50条第1項により、滞納整理票の作成を定めているにもかかわらず、滞納整理票を作成していないものが次のとおりとなっていた。

債権管理を適切に実行するためには、滞納者の状況を把握し、その内容を滞納整理票に記録する必要がある。

債権名

所管機関名

ア 児童福祉施設負担金（障害）

福祉保健部障害保健福祉課

イ 児童扶養手当返還金

福祉保健部青少年・児童家庭課

(2) 講じた改善措置の概要

ア 児童福祉施設負担金（障害）については、平成24年度より各児童相談所に導入されている相談受



付支援システムによって滞納整理票を作成している。

イ 児童扶養手当返還金については、平成23年度に発生した債権、平成22年度以前に発生した債権について、滞納整理票を作成した。

## 2 債権管理マニュアルの未策定について

### (1) 指摘の内容

債権管理マニュアルを策定していないため、未収金の整理・回収の取り組みが不十分なものが次のとおりあった。債権管理マニュアルを策定して、債権を適正に管理する必要がある。

債権名	所管機関名
心身障害者扶養共済事業費負担金	福祉保健部障害保健福祉課

### (2) 講じた改善措置の概要

心身障害者扶養共済事業費負担金については、沖縄県心身障害者扶養共済債権管理マニュアルを策定した。

(平成23年度監査結果報告分)

※ 本監査結果の報告書には、安全管理上、現金を所有する課等名を非公表とし、指摘該当課等名を掲載しておりません。

## 1 「現金出納簿」等の作成等について

### (1) 指摘の内容

現金出納簿については、監査を実施した機関全てにおいて作成されていたが、現金出納計算書は、4機関において作成されていなかった。

財務規則で定められている書類等を作成することは、出納員として最も基本的な責務であることから、今後は、財務規則に基づき作成する必要がある。

### (2) 講じた改善措置の内容

現金出納計算書を作成していなかった4機関は、指摘後、財務規則に基づき出納計算書を作成している。

## 2 領収証の取扱いについて

### (1) 指摘の内容

会計管理者通知以後においても、2機関において一連番号を付さないで使用しており、1機関においては書き損じた領収証を破棄していた。

また、不特定多数の地域住民等に対する即売に該当しないのに、11機関においては領収証の交付を省略していた。

領収証は、金銭の授受を確認する重要な証拠書類であることから、今後は、財務規則等に基づき、適正に取り扱う必要がある。

### (2) 講じた改善措置の内容

領収書に一連番号を付していなかった2機関について、指摘後は、一連番号を付して使用している。書き損じた領収書を破棄していた1機関について、指摘後は、財務規則等に基づき適正に処理している。

適正に領収書を交付していなかった11機関については、3機関が財務規則等に基づき領収書を交付している。

## 3 金庫管理の適正化について

### (1) 指摘の内容

金庫のダイヤルナンバーを知っている職員が5人以上の機関が5機関(6.1%)あった。

さらに、現金の金庫への保管時の確認について、帳簿との照合を行うなどの確認を行っていない機関が11機関(11.7%)、1人の職員で確認を行っている機関が17機関(20.5%)あった。

事故の発生を防止するため、金庫のダイヤルナンバーを知っている職員数を必要最少限の職員数に止め、適宜適切なダイヤルナンバーの変更、相互牽制が機能するよう複数人での現金確認を行うなど管理体制の強化を図る必要がある。

### (2) 講じた改善措置の内容

金庫のダイヤルナンバーを知っている職員が5人以上の5機関については、指摘後、適正な人数による管理体制となっている。

帳簿との照合を行うなどの確認を行っていない11機関については、指摘後、11機関が適正に確認を行っている。

現金の金庫への保管時の確認を1人の職員で行っている17機関については、指摘後17機関が適正に確認を行っている。

(平成24年度監査結果報告分)

1 情報セキュリティ実施手順の未策定について

(1) 指摘の内容

沖縄県行政情報化推進計画において、各情報システムを運用・管理する課は、情報セキュリティ実施手順を策定すること、情報政策課はそれを支援することが定められているが、監査時点において未策定であった。情報セキュリティ実施手順の策定に向け、支援体制を強化する必要がある。

(企画部情報政策課)

(2) 講じた改善措置の内容

情報セキュリティ実施手順策定に向けて各課が取り組みやすくなるよう新たに雛形や手引きを作成し、平成25年3月に説明会を開催するなど支援体制を強化した。

2 利用率向上に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

オンラインを利用した申請・届出の利用率は、平成21年度以降増加傾向が続き、平成23年度は34.3%と行財政改革プランの目標値を達成している。行政手続のオンライン化は、いつでもどこでも行政サービスを利用することが可能となり、県民の利便性を大きく向上させるものであり、積極的に促進していく必要がある。

利用者の新規需要の状況把握に努める等、引き続き需要拡大に努める必要がある。

(企画部情報政策課)

(2) 講じた改善措置の内容

行政手続のオンライン化については、各所管課への個別提案及び調整、利用者向け、職員向け操作手順の改善等を図り、積極的に促進している。

また、職員採用試験申込みの種類・件数の拡充等、特に県民・企業向け手続きのオンライン化に積極的に取り組んでいる。

## 選挙管理委員会事項

**沖縄県選挙管理委員会告示第7号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

平成25年6月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム球美の杜	島尻郡久米島町字嘉手苜533番地1	平成25年5月21日

**沖縄県選挙管理委員会告示第8号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定内容の変更があった。

平成25年6月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日

医療法人八重瀬会同仁病院	(新) 浦添市城間一丁目37番12号 (旧) 浦添市字城間2606番地	平成19年11月26日
介護老人保健施設おきなわ徳洲苑	(新) 沖縄市胡屋六丁目4番19号 (旧) 沖縄市照屋三丁目20番1号	平成24年1月8日
(新) 公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院 (旧) 社団法人北部地区医師会病院	名護市字宇茂佐1712番地3	平成25年4月1日
医療法人真徳会沖縄メディカル病院	(新) 南城市佐敷字津波古西原2310番地 (旧) 南城市佐敷字新開1番地の344	平成25年4月1日
沖縄県立宮古病院	(新) 宮古島市平良字下里427番地1 (旧) 宮古島市平良字東仲宗根807番地	平成25年6月1日

沖縄県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成25年6月4日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	取消年月日
医療法人大平会嶺井第二病院	浦添市西原三丁目20番10号	平成22年2月19日
身体障害者授産施設沖縄コロニーステーション	浦添市宮城四丁目9番17号	平成24年6月21日
特別養護老人ホーム愛誠園	宜野湾市大山三丁目31番1号	平成25年5月21日
有料老人ホームプライムガーデン沖縄	うるま市字前原260番地5	平成25年5月21日

**正 誤**

平成25年5月7日付け公報定期第4147号登載の「沖縄県指定無形文化財保持者の追加認定（沖縄県教育委員会告示第7号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
8	下から4	高宮城文字	高宮城文字

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---